

## いわゆる記事風広告について

---

**注釈:** 以下のような紙面構成・内容の広告は薬事法に違反する可能性があります。

以下は、新聞紙面を想定しています。

### 広告例

---

〇〇新聞 2001年(平成13年)1月1日(月曜日)

新年明けましておめでとうございます。新しい年を、心身共に健康で過ごしたいというのが、皆様の願いではないでしょうか。

特に、スキンケアに心を配っている方も多いと思います。

最近、化粧品等スキンケア商品に配合されることの多い**植物エキス〇〇〇**は、お肌のシミの解消に効果があることが、最近の研究で明らかになってきました。シミ、ソバカスの予防のみならず、できてしまったシミにも効果があるといわれています。長年の悩みを解消し、素晴らしい1年となりますよう、心から願っております。

企画: 〇×新聞情報部

△△クリーム

.....  
.....  
.....  
.....

**植物エキス〇〇〇**(保湿成分)配合

ご購入方法

.....

お問い合わせ

株式会社〇〇〇

電話 03-〇〇〇〇-1234

解説

---

## いわゆる記事風広告について

特定の成分の効果などを紹介した情報欄の、極めて近い部分に意図的に当該成分を含有する製品の広告を行った場合、当該情報を含んだ一つの広告とみなされることがあります。

特定製品の広告そのものは薬事法を遵守していても、情報欄等の内容如何によっては、消費者に誤認をまねくおそれがあります。注意して下さい。

## 薬事法に違反する可能性がある例

### 1 情報欄と広告の区別がまぎらわしい紙面構成

- 1面を上下段に分割し、上段に「一般情報」、下段に「製品広告」を掲載する。
- 見開きで左面に「一般情報」、右面に「製品広告」を掲載する。

### 2 内容

- 情報欄の内容:「長年の、研究成果により、ローヤルゼリー中に含まれる△△成分には、抗ガン作用があることがわかりました。」
- 製品広告の内容:「製品 A(いわゆる健康食品)はローヤルゼリーを使用しています。」

注釈:上記のような場合、ローヤルゼリーを使用した製品 Aに、抗ガン作用があるかのような誤認を与えるおそれがあります。いわゆる健康食品は「抗ガン作用」等の効能効果を標ぼうできないため、当該広告は薬事法に違反する可能性があります。